

## 第4回非上場会社の会計基準に関する懇談会 議事概要

・日 時 平成22年6月24日(木) 8時00分～10時00分

・場 所 公益財団法人 財務会計基準機構 第5会議室

・議事次第

- (1) 開会
- (2) 参考人からの意見聴取
- (3) 中小企業の会計に関する研究会の検討状況
- (4) 報告書案の検討
- (5) 閉会

### IV. 議事概要

- (1) 参考人である多摩信用金庫中野支店副支店長の野口豪氏、(株)ミロク情報サービス内部監査室部長後藤智氏、全国商工会青年部連合会の会長で宮本酒造店社長の宮本周司氏より、中小企業の会計基準への考え方に関する意見聴取がされた後、質疑応答が行われた。
- (2) 中小企業庁財務課長の濱野氏より、中小企業の会計に関する研究会の状況について説明がされた後、質疑応答が行われた。
- (3) 共同事務局リーダーである企業会計基準委員会の新井副委員長より、報告書案と本日検討する論点について説明が行われた後、各メンバー及びオブザーバーにより、意見交換が行われた。

#### <参考人からの意見聴取の概要>

(多摩信用金庫中野支店 副支店長 野口豪氏)

- ・ 取引先は、資本金3,000万未満の会社が93%であり、従業員数が20人未満のところは87%であり、大多数の取引先が同族経営の中小企業で、専担の経理担当者がいない。
- ・ 取引先の経営者は、本業を一生懸命やることで手一杯であり、決算書に関しては税理士、会計士に任せているのが実情であり、ほとんどの経営者は「中小企業の会計に関する指針(以下、本議事概要において「中小指針」という。)」を理解していない。現状、保証料が0.1%削減されることの手段にしかなくていない。
- ・ 信金内では、取引先の財務状態を把握するため、決算書のデータを修正し、そのうえで、格付けとか自己査定を行っている。同族会社が多く、投資を受ける会社もほとんどないので、国際的な会計基準には全く適合しないかというふうを受け取っている。

- ・ 現在の中小企業会計の指針が複雑すぎて経営者に理解しがたいので、普及の観点から、もうちょっとシンプルな会計基準があってもいい。
- ・ 会計基準の変更は、時系列での取引先の評価が難しくなるので、大きな会計制度の変化は望まない。
- ・ 中小企業の健全な成長のためには、会計基準を見直し、中小企業の方に自分たちの会社をしっかりと会計の面から見るといった観点は非常に重要と考える。

(株式会社ミロク情報サービス内部監査室部長後藤智氏)

- ・ 当社は財務会計を中心とする業務用ソフトウェアを開発、販売、サポートしている会社であり、メイン顧客は、税理士、公認会計士事務所及びシステムを直接販売している中堅、中小企業である。顧問先企業は日常の記帳業務はできても決算までできない会社がほとんど。あとは一応決算能力はあるが、税務申告は税理士に依頼。
- ・ 中小企業が、適切な経営判断を継続して行い、中小指針ベースの会計処理、さらには管理会計等を駆使した戦略経営を目指し、国際競争力を高めるべき。しかしながら、中小企業の実態ではそこまで求めるのは難しく、経理処理能力に配慮した会計処理を求めるべきである。
- ・ 中小企業の会計基準は1つが望ましく、企業の規模や特性に応じてその適用項目や適用範囲を選択できる、そういう指針が望ましい。システムベンダーとしては、会計基準が複数の場合、それに合わせて複数のシステム開発が必要になる。

(株式会社宮本酒造店 代表取締役 宮本周司氏)

- ・ 中小企業の存在は大企業の縮小版でないことを理解すべき。
- ・ 中小企業は、経理の専担者がいない、もしくは一人であり、経営者自身やその配偶者や家族が経理業務を担当しているのが一般的である。記帳から申告書作成まで、税理士等の関与度合はいろいろだが、自社単独で理解して経理・申告業務を行っている会社は皆無ではないか。
- ・ 中小指針に関してはほとんど知らない。保証協会の保証料率軽減で地元金融機関から指導を受け、顧問税理士にチェックリストを求めるレベル。
- ・ 直接海外に商品輸出しているが、財務諸表の開示を求められたことはない。税務署、金融機関、会社の規模によっては株主や債権者への決算書等の開示はあろうが、広く一般に公の場で開示するという事はなかった。
- ・ 地域にしっかり根ざして経営している小規模企業については、やはり会計に関する関心は極めて低いと感じている。どちらかというと、会計よりは製造や販売、営業といった本業に注力しているのが現実である。

- ・ 大企業向けの基準の簡易版ではなく、経営者や経理担当者が容易に理解でき、それをもって直接経営に役立つ、実態に即した、負担を最小限におさえたものを中小指針とは別に設けていただくことを切望する。各企業の経営者もしくは経理担当者に対する指導も視野にいれる必要がある。
- ・ 中小企業の会計基準の顧客は、中小企業であるという考えをもつことが重要である。

< 中小企業庁濱野課長からの中小企業の会計に関する研究会の状況の説明 >

- ・ 研究会は、昨年の税制改正プロセスにおいて日本商工会議所や中小企業等から、中小企業が会計の国際化の影響を回避できる制度の制定等について、中小企業庁として検討してほしいという強い要望があったため、昨年の秋より研究会の設立を準備し、今年の2月より研究会をスタートした。
- ・ 研究会には、中小企業関係者を含む幅広い分野から多数参加してもらい、これまでに5回にわたり議論を行ってきた。なお、研究会で検討対象とした中小企業は、規模ではなく属性に着目、所有と経営が一致しているいわゆる同族会社であり、資金調達は金融機関からの借入が中心である、利害関係者が少なく、開示先も限定的である、主として取得原価に基づいて会計処理を行い、計算書類の作成目的として財務申告が大きな割合を占めるものとした。
- ・ 中小企業の会計の基本的な視点は、中小企業の会計のあり方を検討する際には、中小企業の成長に資するものであるべきとする視点を議論の出発点すべき、とされた。
- ・ 中小企業の会計は、公正妥当な会計基準でありつつも、経営者が理解可能で自社の経営状況を適切に把握できる経営者に役立つ会計であり、金融機関や取引先等の信用を獲得するために必要かつ十分な情報を提供するものであり、実務における会計慣行を最大限考慮し、税務との親和性を保つことのできる実務に配慮したもの、中小企業に過重な負担を課さない、中小企業の身の丈にあった実行可能なもの、という4つに整理している。
- ・ 中小企業の実態については、規模ではなく属性に着目している。
- ・ 中小指針は難しいので、新しい中小企業用の会計処理を示すものをボトムアップにより策定する必要があるという意見が大勢を占めた。
- ・ 新しい中小企業会計が策定されたとしても、中小指針は完成度が高く、引き続き重要なものであるから、存続させるべきという意見が大勢を占めた。
- ・ 中小企業関係者や税理士、学識経験者から、中小企業庁等が中心となって、新たに会計処理のあり方をまとめるべきとする意見が大勢を占めたことは、中小企業庁として重く受け止める。
- ・ 中小指針は、会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠

ることが適当なもので一定の水準を保った高度なものとなっている。中小企業の実態に即した、中小企業経営者が理解可能な水準を超えているという意見が多い。

- ・ 本懇談会と研究会の連携については、引き続き努力をしていきたい。

<意見交換における主な発言の概要>

- ・ 中小指針については、経営者の方たちが実際読んでいない方が多いにもかかわらず、批判されてしまうのが非常に残念だ。
  - ・ IFRSや国際的な潮流といった問題が、非上場会社、中小企業に無関係であることを明確にすべきである。また中小企業が元気でおいに成長していくという視点が必要である。現行制度を踏まえて、中小企業が現在行っている会計処理を整理して、中小企業の実態に即した会計処理の基準を、中小指針とは別に策定すべきである。また現行の中小指針は維持するが、改善すべき点があれば、改定すべきである。新しい基準か中小指針かの適用の判断は、企業の属性によるというのが適当。広く中小企業関係者が集まって、新しい中小企業の会計を作成すべきであって、加えて中小企業庁でも、いろいろ検討会も開いているので、中小企業庁のサポートをぜひ期待したい。
  - ・ 中小企業の実態に即した新しい会計基準を作成すべきである。また中小指針もレベルの高い指針として残すべきである。中小指針と新しい会計基準との運用の峻別は、企業の規模で判断するのではなく、同族会社や間接金融を受けているだけのステークホルダーが限られているといった属性や会社法における位置づけ等で判断すべきである。基準の設定主体は、中小企業庁を中心に、中小企業関係者が参画して設定すべきである。当然それ以外の専門家の方々、学識経験者の方々にも広く参加してもらおう。重要なのは、中小企業者自らがその会計基準を守るという気持ちになるようなプロセスが必要だ。平成14年の衆参両院の附帯決議で、中小企業に対して過重な負担を課することがないように必要な措置を講ずる義務が国会で課されている。したがって、中小企業の会計基準の設定について官の関与は必要である。また、閣議決定された中小企業憲章では、中小企業の実態に即した会計制度を整備することを国が自ら決めている。これらの点を踏まえ、会社法に基づいて法務省が会計基準を作成するのであれば、当然それを受け入れるが、そうでないので、ぜひ中小企業庁を中心にとっている。
- 非上場の大会社から、国際的な資金調達をしないからコンバージェンスの進んだ会計基準の適用は非常に厳しい、負担ばかりで見積もりも多いという声が多い。こういう意見があったことを書いていただきたい。
- ・ 中小企業には会計処理は大変な事務負担がかかる。中小企業の会計は、過重

な負担を強くないその処理能力に見合ったものにすべきである。また、中小企業向けの基準を作る場合、経営者がその本質を理解しなければ、経営に役立たない。だから、中小企業への会計の教育が必要である。作成主体との話とも絡むが、中小企業基本法に基づいて、国が一定の責任を果たすべきである。中小企業庁はこの問題を避けるべきでない。

- ・ 圧倒的多数のユーザーの声を無視して、商品是一本化したほうが供給しやすいという観点から一体性や整合性を求めるのであれば、反対せざるを得ない。
- ・ 中小企業の区分が全部1つであるのは無理がある。特に、小規模企業で記帳がままならないという部分については簡便な基準があってもいい。属性による区分については、同族会社であっても大規模であるところや、国際的な取引をしているところもあり、その線引きは難しい。中小企業の区分は、属性ではなく、諸外国の会社分類にあるような資産や売上や従業員数といった規模に着目すべきである。また、一つの会計基準で選択肢の幅を持たせるべきではないか、と参考人が意見したが、これは非常に参考になる。
- ・ 会計ソフトについて誤解があるのではないか。仮に違う会計基準が二つ三つできたとしても、一つの会計ソフトで対応できるはずである。実際、普段使用しているシンプルな会計ソフトで大会社の経理もやろうと思ったらできる。
- ・ 会計基準について大きな誤解があるのではないか。中小企業の経営に活力を与えるとか教育、育成は会計基準の役割でない。会計基準を変えたら中小企業の経営はどんどん発展していくというのは誤解だ。計数管理をきちんとやると会社の採算がきちんと分かるようになる。会計基準とはそういう役割を持つものだ。物差しを変えれば景気が良くなるという理屈で議論してもらっては困る。会社の規模大中小によって会計処理の適用の仕方を簡素化することは考えられる。ただし、同族会社であっても大きな会社であっても経済取引は同じであって、物差しは同じであるべきである。
- ・ 会計基準が万能で、それによって中小企業が育つとは考えているわけではなく、大部分の中小企業の実態をみると、中小企業の経営に役立たない会計基準なら要らない。税の申告は毎年やらなければならないので、それに必要な財務諸表の作成は義務としてやっており、銀行からお金を借りるときにも提出しているが、そのときだけしか必要ないわけだから、あえて中小企業向けの基準を作成するのであれば、経営者が理解できるものであり、中小企業が自からの手で作成できるものとすべきで、それが中小企業の育成に役立つ。そうでなければ作る意味がない。
- ・ 中小指針は16項目で構成され、それ以外は組織再編成や注記に関する事項が記載されているだけのシンプルな作りである。私の顧問先は、勘定科目も少

なく、中小指針を見なくても、小さい会社も含めて中小指針に従った会計処理ができています。これが実態である。したがって、中小指針が読みにくいのであれば、噛み砕いた表現にすればよい。新しいものをすぐ作るのではなく、まずはそれから始めるべきである。

- ・ 会計基準によって、会社の事務負担が増えないようにし、一方で、会計が中小企業にしっかり根付くことで経営の近代化をもたらす。結果、企業に活力を与える。そのためには、中小企業の実態を踏まえてルールを決める必要がある。中小企業は計算書類を会社法に基づいて作成しており、中小企業の実態を踏まえて、会計のルールを作成したらいい。あくまでもそれは一般に公正妥当な企業会計の慣行の範囲内であるので、必要があれば引当金を計上するし、減価償却は規則的に償却すべきと考える。単純に税法基準を追認するものではない。ただし、中小指針とは考え方が違うので、そもそも相いれない。別に作成すべきである。中小指針は、かなり品質の高いものだ。国際取引をしたいとか、上場したいとか、まさに会計参与を導入して、きちんと会計処理をしたいという会社に使用してもらえばよい。したがって、それが存在をすることの意義は大きい。また、表現を簡素化して、もっと利用が増えるような方向は賛成だ。ただ、中小指針は、多くの同族中小企業の実態とはかなり違う。だから、新しい会計基準を作る必要がある。
- ・ 目的は中小企業の活性化のためということは一貫している。その方法として、中小企業の身の丈に合った基準をとということも一致している。であれば、中小指針を使い勝手よくすればよい。議論を突き詰めたら、新しくまた基準を作成するのか、または、中小指針を改良するのか、いずれかに収まるのではないか。議論が堂々巡りしている。このあたりで座長による決断をお願いしたい。
- ・ 中小企業庁の研究会とこの懇談会では雰囲気非常に違う。この懇談会では、中小指針がなぜ悪いんだと高圧的である。本日の最大のテーマは、ユーザーである中小企業団体に対して、ルールをどういうふう提供すべきなのか、ということである。中小指針がいうように、会計が1つだとすれば、いずれは中小企業もIFRSの影響を受ける。この考えを捨象すべき。税理士や公認会計士は専門家であり、指針を知っているのが当たり前。専門家が知っているから中小企業も知っていて当たり前という考えは、懇談会の議論に馴染まない。今まで会計指針を作ってきた方は謙虚に考えるべき。中小企業の会計指針だから、中小企業の意見を聞くべきである。
- ・ 次に進めるといふ合意が必要だ。属性の問題は、同族会社という概念でスパッと切ってしまうといいのか。さらに会社の規模のようなものを少し混ぜたような属性の入れ方も検討できないか。これらは細かい話なので引き続き議

論をすることにして、できればこの検討用メモで議論し、次のステップにつなげたい。

- 中小指針は非常に優れている。これをいきなり改定するよりも先に、属性等を考慮しつつ、一番小さな会社でも対応可能なものを考えてはどうか。中小指針をいきなり動かすと、なにか変なことになる心配があるので、新しいものを作ることにについて、合意が得られないか。新しいものは、企業会計原則に書いてあるだけのものを前提に、ボトムアップで作成すればいい。新しい中小会計を作成する場合は、中小企業庁が音頭を取るとしても、ASBJを含めて、特定の会計士とか税理士を一本釣りしたものでなく、団体として参加する形とし、中小企業の団体も入るといった形が必要。そして作り方はボトムアップであることが、後の教育や普及啓発活動をするうえで重要ではないか。
- 中小指針とは別に、中小企業の実態に応じた新しい基準をつくるというのが重要である。そのことを記載してもらう必要がある。そうしないと議論は進まない。
- 今の中小指針はほとんど使われていないという現実がある。なぜ使わないのかと聞かれても、使われない理由を説明する責任は我々ユーザーにはない。むしろ、その商品を提供する側がなぜ使われないかを考え、使われないのであればやはり新しいものを作るしかないのではないか。
- 税理士会は中小指針をフル活用している。中小指針は単に保証料0.1%軽減のための手段ではなく、中小企業の活性化のためにずいぶん使われている。
- 以前の参考人の話では、27万社ぐらいが0.1%の保証料率の軽減を受けている。中小指針を利用している会社は意外に多いという発言が以前もあったのを記憶している。

以上